

○泉大津市立学校校舎等使用規則

令和4年1月25日

教委規則第3号

(趣旨)

第1条 泉大津市立学校施設の目的外使用（以下「使用」という。）については、この規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 学校施設 泉大津市立学校の用に供している土地、その地上工作物及び建物をいう。

(2) 普通使用 市民及び市内の団体がスポーツ、レクリエーション、講習会、展示会及びその他の会場として学校施設を使用することをいう。

(3) 特別使用 前号以外の目的で学校施設を使用することをいう。

(普通使用の登録及び承認)

第3条 普通使用の許可申請をしようとするものは、あらかじめ使用しようとする学校毎に泉大津市立学校普通使用登録申請書（様式第1号）を教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申請書が提出されたときは、泉大津市立学校普通使用登録承認書（様式第2号）を申請者に交付することができる。

(普通使用の申請及び許可)

第4条 普通使用の許可申請をしようとするものは、前条第2項の承認を受けた後、あらかじめ泉大津市立学校普通使用許可申請書（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、使用しようとする日の1箇月前の日の属する月の初日から受け付ける。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、学校施設の使用に係る登録を行った者が、公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）を利用して次の各号に掲げる期間に予約システムに申請内容を記録した場合は第1項に規定する申請書の提出が

あったものとする。

(1) 抽選期間 使用しようとする日の2箇月前の日の属する月の初日から14日まで

(2) 予約期間 使用しようとする日の1箇月前の日の属する月の初日から当日まで

(3) 前2号にかかわらず委員会が特に必要であると認める期間

4 委員会は、第2項又は第3項の規定に基づく申請を受けたときは、相当と認める場合に限りこれを許可することができる。この場合において委員会は条件を付することができる。

5 前項の規定にかかわらず、委員会は、次のいずれかに該当するときは、許可しない。

(1) 学校教育又は学校管理に支障があるとき。

(2) 政治、宗教及び営利を目的とするとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあるとき。

6 委員会は、第4項の規定に基づき普通使用を許可するときは、あらかじめ前項第1号に掲げる事項について当該校長又は園長（以下「校長等」という。）の意見を聴かなければならない。

7 委員会は、第4項の規定に基づき普通使用を許可したときは、泉大津市立学校普通使用許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

8 第3項第1号に規定する期間内に同項の規定による申請を受け付けた場合における使用の許可を受ける者の決定は、委員会が抽選申込者のうちから抽選の方法により当選者を定め、予約システムによりその旨を表示し、当選者が、予約システムを利用した所定の手続で確定処理を行うことにより使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）となるものとする。この場合において、委員会は前項に規定する許可書の交付を省略することができるものとする。

9 第3項第2号又は第3号に規定する期間内に同項の規定による申請を受け付けたときは、予約システムに申請内容を記録したことにより使用者とする。この場合において、委員会は第7項に規定する許可書の交付を省略することができるものとする。

10 使用者は、第7項に規定する許可書（予約システムを利用して使用の申請を行った者については、予約システムを利用して申請を行ったことを証するもの）の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

11 委員会は次の各号に該当する申請は取り消したものとみなす。

(1) 第8項の規定により当選者を定めたときに当選者とならなかった者がした当該使用に係る申請

(2) 第8項に規定する当選者が同項に規定する確定処理を行わなかったときの当選者がした当該使用に係る申請

(普通使用許可時間)

第5条 普通使用の許可時間は、午前9時から午後9時までとする。

(特別使用申請及び許可)

第6条 特別使用の許可を申請しようとするものは、泉大津市立学校特別使用許可申請書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、特に必要又はやむを得ないと認めた場合に限り特別使用を許可することができる。この場合において、委員会は条件を付することができる。

3 委員会は、前項の規定に基づき特別使用を許可したときは、当該申請者に対し、泉大津市立学校特別使用許可書（様式第6号）を交付するものとする。

(特別使用の使用期間)

第7条 学校施設の特別使用の期間（以下「使用期間」という。）は1年を超えることができない。ただし、更新を妨げない。

(特別使用の使用料)

第8条 特別使用にかかる使用料については、泉大津市行政財産使用料条例（平成2年泉大津市条例第1号）の規定を準用する。

(使用上の義務)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 善良な管理者の注意をもって使用施設の維持保全をすること。

(2) 使用施設を許可した目的以外の用に使用しないこと。

(3) 使用施設を他の者に使用させないこと。

(4) 使用期間が満了した場合又は使用許可を取り消された場合は、使用者の負担で、これを原状に復して使用期間満了の日又は委員会が指定する日までに

使用施設を返還すること。

(5) 委員会が使用期間中、学校施設の使用状況について調査をするとき、又は報告を求めたときはその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならないこと。

(6) その他委員会が指示する事項

(使用の変更取消し申請)

第10条 使用者は、使用を変更し、又は取消しをしようとするときは、直ちに委員会に泉大津市立学校普通使用許可変更（取消）申請書（様式第7号）に第4条第7項に規定する許可書を添えて委員会に提出し、委員会は相当と認めた時は、泉大津市立学校普通使用変更（取消）確認書（様式第8号。以下「確認書」という。）を交付する。

2 第4条第8項又は第9項の規定による使用者が学校施設の使用を変更し、又は取消しをしようとするときは、予約システムを利用して申請内容を記録することにより前項に規定する変更申請書の提出に代えることができる。この場合において、委員会は確認書の交付を省略することができるものとする。

(使用の取消し)

第11条 委員会は、学校施設の使用を許可し、又は使用している場合において、次の各号の一に該当するときは、その使用を取り消すことができる。

(1) 公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき。

(2) 使用者が使用許可の条件又はこの規則の規定に違反したとき。

(使用許可の失効)

第12条 学校施設の使用を許可し、又は使用している場合において、次の各号の一に該当するときは、その使用許可は失効するものとする。

(1) 使用者が死亡したとき又は所在不明になったとき。

(2) 使用者が法人（これに準ずるものを含む。以下同じ。）であるときは、この法人が解散したとき。

(有益費等の負担等)

第13条 使用者は、使用期間が満了した場合又は使用許可を取り消された場合において、当該学校施設に投じた必要経費、有益費及びその他の費用があっても、これを請求できないものとする。

(損害賠償)

第14条 使用者は、故意又は過失によって使用施設を滅失し、若しくはき損したとき又は使用許可の条件に違反して損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 普通使用の場合において、参集者が故意又は過失により使用施設を滅失し、若しくはき損したときは、使用者は当該参集者と連帯してその損害を賠償しなければならない。

(普通使用許可の特例)

第15条 学校施設を体育活動及び文化活動に利用するもので、委員会が指定した学校の当該目的のための普通使用の許可又は変更取消しの許可は、第4条、第9条、第10条又は第11条の規定にかかわらず、当該校長等がこれを行う。この場合において、第4条、第9条、第10条及び第11条中「委員会」とあるのは「校長等」と読み替えるものとし、第3条及び第4条第6項の規定は適用しない。

(委任)

第16条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年2月1日から施行する。